情報化社会の

モラルとセキュリティ

2015

**FOM学園**

**目次**

# 情報化社会のモラルとセキュリティ

## 情報モラルとは何か？

情報化社会では多くのメリットを享受できます。一方でデジタル作品のコピーのことが問題になったり、不適切な発言からブログが炎上したり、ネット上でのトラブルが事件に発展するなど、影の部分も見えています。これらは、すべてパソコンやインターネットなどの技術のせいなのでしょうか？そんなことはありません。それら技術を使いこなす私たちひとりひとりのモラルと良識が問われているのです。モラルとは「道徳、倫理」の意味であり、良識とは「ものごとを正しく判断する能力」のことです。このようなモラルや良識が備わってこそ、インターネットを効果的に活用でき、その恩恵を被ることができます。

それでは、あなた自身が日常的にモラルや良識を心がけてパソコンやインターネットを活用できているでしょうか。確認してみましょう。

| No. | 確認事項 |
| --- | --- |
| 1 | 自分のブログやソーシャルメディアに友人の写真、インターネットで見つけた画像やイラストを公開するときには、本人の許可をもらっている |
| 2 | レポートや論文などを、インターネットからのコピペで安易にすませていない |
| 3 | レポートや論文作成において、引用は最低限にして、出典を明記している |
| 4 | 購入したCDやDVDを、友人に頼まれたからといって、コピーを作成して渡したりしていない |
| 5 | TV番組を動画サイトに投稿していない |
| 6 | インターネットやオンラインゲームなどを楽しむ場合、適切な時間の範囲内にすることを心がけている |
| 7 | 先生や先輩にメールを送る時には、カジュアルではない書き方を実践できている |
| 8 | お互い面識のない複数の人に一斉にメール送信するときには、BCCを使っている |
| 9 | ブログやソーシャルメディアで匿名のコメントをするときに、他の匿名のコメントの雰囲気に合わせて刺激的なコメントを残したりしていない |
| 10 | インターネットで情報を入手し、ほかの人に伝える前に「その情報が正しいのか」を確認するようにしている |

### 情報化社会におけるモラルや良識は、現実社会と同じ！

確認結果はいかがでしたでしょうか？

「当たり前だ」と思ったものがあったかもしれませんし、初めて聞く言葉もあったかもしれません。そもそも「モラル」や「良識」とは何でしょうか？　最初に、「道徳、倫理」「ものごとを正しく判断する能力」という意味であることを書きました。ここでは、もう少し突っ込んで考えてみましょう。これらの言葉は、インターネットが出現する遥か昔からある言葉です。インターネットが普及し、様々な情報がデジタルデータでやり取りされる情報化社会に対して、現実社会がありますが、モラルや良識とは、もともとは現実社会で「あなた自身が、他人や社会と関わるうえで必要な知恵やスキル、能力」といえるでしょう。そのように考えた場合、現実社会においても、デジタル化された情報化社会においても、他人や社会との関わり合い方に本来、大きな違いはありません。いずれも「相手のこと、社会のことを自分のことのように考え、実践していくこと」がモラルや良識の基本的な考え方のはずです。

それではなぜ、改めて「情報モラル」が問われているのでしょうか？

それは基本的なモラルや良識の考え方が変わらないとしても、インターネットの特性に応じて、これまで当たり前だったことを、もう一度意識する必要があるからです。例えば、現実社会では紙の書籍を一冊まるまるコピーしようとすると大変な労力がかかります。ですが、デジタル化された情報は、どんな大きなテキストファイルも一瞬でコピーできてしまいます。著作権の侵害という行為が、現実社会とは比べ物にならないぐらい簡単にできてしまうのです。つまり、デジタル化の進んだ情報化社会の特性に応じて、これまでのモラルや良識を、再度見直す必要があるのです。

グラフ 1\_情報通信端末世帯保有数

（出典）総務省「平成24年通信利用動向調査」

## 情報セキュリティ対策はなぜ必要か？

情報化の進展により、そこで取り扱われる情報の重要度も増しています。このような状況の中で、情報セキュリティ対策は、ネットワークやパソコンなどを不正な行為から守り、そこで取り扱われる重要な情報を守るために、必要不可欠なことです。情報化社会において、新しい脅威が現在でも増え続けており、情報セキュリティー対策の重要性は日々増大しています。

それでは、あなた自身、きちんと情報セキュリティ対策をとれているでしょうか。確認してみましょう。

| No. | 確認事項 |
| --- | --- |
| 1 | 初めて利用するネットショップやWebのサービスでは、利用規約やプライバシーポリシーを確認している |
| 2 | 画像をインターネットに投稿するときは、そこから自分や友人の個人情報が判らないか確認している |
| 3 | セキュリティソフトをインストールしている |
| 4 | 定期的にOSのアップデートをしている |
| 5 | 定期的にウィルス定義ファイルを更新している |
| 6 | ウイルスに感染した場合の対処方法を理解し、実践できる |
| 7 | パスワードを付箋に書いてパソコンに貼るなど、人目につくところに記載していない |
| 8 | パスワードをわかりにくいものにして、定期的に変更している |
| 9 | ネットショッピングやネットオークションで、どんなトラブルが起こり得るか知っている |
| 10 | 迷惑メール対策を行っている |
| 11 | フィッシング詐欺とは何かを知り、その判別方法を知っている |
| 12 | スマートフォンや携帯電話をもし紛失したら、どういう対応を取ったらよいか知っている |
| 13 | 公衆無線LANの危険性を理解し、適切に利用している |

### トラブルと隣合わせのインターネット！万全の準備を！！

様々な用途に活用できるインターネットですが、インターネットに接続した時点で危険が降りかかってくるということを理解しておく必要があります。

インターネットで様々な情報を閲覧できるということは、インターネットに接続しているほかのパソコンから自分のパソコンが見えている可能性があります。つまり、インターネットに接続しているということは、全世界のパソコンと接続していることを意味します。

そんな中で、あなたは友人の住所録やプライベートな写真を管理しているのです。また、クレジットカードを使ってネットショッピングもするでしょう。さらには、スマートフォンや携帯電話を定期券代わりに使っているかもしれません。ありとあらゆる大切な情報が入っていることは考えるまでもなくわかりますよね。

そこに悪いことをしようと考えているユーザーがいたとすると・・・

インターネットにおけるトラブルで有名なものはウイルス（コンピューターウイルス）などの不正なプログラムです。残念なことに世界中のユーザーの中には、インターネットを利用して不正なプログラムをばらまこうとするような悪いユーザーも存在します。また、他人の情報を盗み出して悪用しようとしているユーザーもいます。

インターネットは便利で楽しい世界ですが、常にトラブルと隣り合わせであることを自覚しましょう。

グラフ 2\_インターネット利用の機能・サービス

（出典）総務省「平成24年通信利用動向調査」

# 個人情報の適切な取り扱い

## 個人情報は狙われている？

SNSが普及し、様々な情報を友達から得たり、あなた自身が情報を発信したりすることもできるようになっています。しかし、ちょっと待ってください。あなたが何気なく入力した情報は、「いつ・どこで・誰に」見られたり、使われたりするかわかりません。情報を悪用される危険性はないでしょうか。また、そもそもよく耳にする「個人情報」とは何をさすのでしょうか。

### 個人情報を利用しようとしている人が多くいます

「個人情報保護の重要性」は、情報化の進展とともに大きく取り上げられるようになりました。ですが、必要以上に委縮することはありません。情報化社会の恩恵を受けつつ、被害を最小限にするためには、「個人情報とは何か」「どうすれば個人情報を守れるのか」ということを正しく理解すれば良いのです。

#### 個人情報とは何か

個人情報とは、個人に関する情報であり、その中に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できるものです。また、ひとつの情報だけでは個人を特定できなくても、容易に手に入るほかの情報と組み合わせることで特定の個人を識別できるものも個人情報とされます。具体的には、図のような情報が個人情報にあたります。

#### 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法では、国や地方公共団体、個人情報取扱事業者における、個人情報の適切な利用について規定しています。法律の知識も踏まえ、安全に楽しく情報化社会を生きていく知恵を身に付けることが大切です。

| **個人情報保護法とは** |
| --- |
| 「個人情報保護法」とは、平成17年から施行されたものであり、正式には「個人情報の保護に関する法律」といいます。個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。 |

用語解説 1\_個人情報保護法

## 自分の個人情報を守るには？

自分の個人情報を守るために、「具体的にどのようにすれば危険を防げるのか」について考えてみましょう。例えば、購入したことのないネットショッピングのサイトから商品紹介のメールが届くと、「自分の個人情報が不正流用された」と考えてしまいがちですが、必ずしもそうではありません。詳しく見てみましょう。

### 利用規約やプライバシーポリシーを確認しよう

インターネット上には、魅力的なショッピングサイトやお得な無料サービスなどが無数に存在します。これらの便益を享受したい気持ちはわかりますが、その前に、Webサイトの「利用規約」や「プライバシーポリシー」を確認して、安全に楽しむことが重要です。

| **利用規約とは** |
| --- |
| サービスの提供者側が、利用者に対してサービスを開始する前に提示する「サービス利用にあたっての規則」のこと。利用者からあらかじめ同意を取っておく形式が用いられている。利用規約には、サービス内容、プライバシーポリシー、禁止事項、免責事項などが主として記載されている。 |
| **プライバシーポリシーとは** |
| 「個人情報保護方針」ともいい、日本語からも類推できるように、そのWebサイトにおいて「収集した個人情報をどう扱うのか」など、その企業や組織の考え方を表したもの。個人情報保護法の施行に合わせ、多くの企業や組織が、自社サイトに掲載するようになっている。企業によっては、独立させずに利用規約の一部となっている場合もある。 |

用語解説 2\_利用規約とプライバシーポリシー

一般には、「目的外の利用はしない」と書かれたケースが多いですが、企業・組織によっては「収集した個人情報を第三者に提供する場合がある」と明記されている場合もあります。そう書かれていれば、個人情報保護法に則った正式な手続きとして第三者に個人情報を提供できるので、極力個人情報を入力しないようにしましょう。また、それでもそのサービスを利用したい場合は、提供範囲や利用目的をよく確認して納得したうえで入力するようにしましょう。このように、プライバシーポリシーや利用規約は、どんなWebサイトであれ、初めて利用する際にはきちんと確認することが必要です。

## 他人の個人情報を尊重しているか？

インターネットの世界では、あなたの個人情報が流用されたり、不正利用されたりすることを注意すれば良いだけではありません。他人の個人情報も、あなたのものと同じように重要です。

### ｢個人が特定されないか｣を常に意識しよう

インターネットでは、あなたが被害者になってしまうだけでなく、ふとした瞬間に、あなた自身が加害者になってしまうこともあります。そうしたことに陥らないよう、気を付けるべきことを確認しましょう。

#### 断片的な情報から個人を特定できる

たとえ名前を出していなくても、いくつかの情報から誰のことであるか、人物を特定できることがあります。例えば、住んでいる地域や学年、専攻、出身高校、性別、所属サークル、といったことがわかれば、十分個人を特定できるのではないでしょうか？

このように、たとえ匿名やイニシャルで投稿したからといっても安心せず、「人物を特定されても問題ない情報であるか」「特定されるような要素はないか」をしっかり確認することが重要です。

#### スマートフォンで撮影した画像には位置情報が入る

スマートフォンやタブレットといったモバイル機器にはGPS機能が付いていますが、この機能をONにしたままだと、位置情報（ジオタグ）が画像に付加されることがあります。この機能自体は便利な機能ですが、自宅の写真をWebサイトにアップするときなど、場所を特定されたくない場合は位置情報を付加しないようにしましょう。また、位置情報を付加された画像を利用するときには、位置情報を削除してから利用するようにしましょう。

GPS機能をOFFにしたり、位置情報を削除したりする方法は、スマートフォンやタブレットのマニュアルを参考にして正しい設定を行いましょう。また、位置情報以外にも、写真に特徴的なものが写り込んでいると地域や場所を特定できてしまうことがあるので気を付けましょう。

| **GPS機能とは** |
| --- |
| 衛星からの情報を使い、現在位置を特定するサービス。GPSは「Global Positioning System」の略。 |

用語解説 3\_GPS機能



## 他人の写真をWEBに公開してもよいか？

学生生活ではコンパ、ゼミの合宿、友人との旅行など、多くの仲間とワイワイ楽しむ機会が多いものです。現在では、そんな思い出をスマートフォンやデジカメで撮影し、ブログやSNSに投稿して、インターネット上でも楽しむことがよく行われています。

ですが、ちょっと待ってください。あなたは楽しくても、一緒に写っている仲間の中には、インターネットに自分の写真が公開されるのを快く思わない人もいるかもしれません。

### 相手の気持ちにも配慮しよう

YouTubeなどの動画サイトに動画を投稿したり、文章や写真を自分のブログやSNSに投稿したりする際に、個人情報に気を付けることは当然です。なぜなら、インターネットでは、個人のブログであっても全世界に公開しているのと変わらないからです。

さらに、個人情報が流出しない場合や流出しても問題ないと思われる情報だったとしても、他人に関する情報が含まれる場合は、一層気を付ける必要があります。なぜなら、あなたが「これぐらい大丈夫」と思っても、他人はそう考えていないかもしれないからです。

特に難しいのはプライバシーの問題です。あなた自身の情報であれば、あなたの気持ちで判断できますが、相手もあなたと同じ考えとは限りません。他人に関する情報の取り扱いは、「相手だったらどう考えるか、問題ないだろうか」という想像力を働かせ、きちんと確認を行うことがルールでありマナーでもあります。

#### プライバシー権、肖像権、パブリシティ権に留意しよう

「プライバシー権」とは、正当な理由なく、個人の私生活を勝手に公開されない権利のことです。誰にでも「そっとしておいて欲しい」という権利が認められる、という意味です。

プライバシー権に関連するものとして、「肖像権」と「パブリシティ権」があります。

「肖像権」とは、正当な理由なく撮影されたり、写真を公表されたりしない権利のことです。

「パブリシティ権」とは、著名人の写真などを経済的な利益を得る目的で、他人に勝手に使用されない権利のことです。例えば、アイドルの写真などをブログに掲載すると、ブログの訪問者が増えるかもしれませんが、そのアイドルに無断で行った場合、肖像権に加えパブリシティ権の侵害となります。

「プライバシー権」「肖像権」「パブリシティ権」は、特に明文化された法律はありませんが、いずれも基本的人権のひとつである人格権の一部と考えられています。

# デジタル時代の著作権

## 著作権とは何か？

現代ではパソコンやスマホを利用して、インターネットから簡単に、様々なドキュメント、画像、動画などを閲覧できるようになりました。それらを利用すれば学校のレポート作成・趣味や仕事のWebページ作成など、いろいろな活動を大幅に効率化できそうです。では、そういったインターネット上の情報は自由に使ってよいのでしょうか？

### 創作者の権利を保護するのが著作権

著作権とは、人間の思想や感情を文字や絵、写真や音などを使って創作的に表現した物を、他人に勝手に模倣されないように保護する権利のことです。著作権は、創作された時点で発生します。著作権は、本来は、音楽や美術品などを保護する目的で作られました。近年のパソコンの普及にともなって、プログラムやWebページ、データベースなども保護の対象とされるようになりました。

#### 著作権は何のためにあるのか

映画・音楽・文学・・・いずれの作品も著作者が一生懸命作成し、完成させて、私達は楽しむことができます。ですが、そのようにして完成させた作品を、他人が勝手にコピーしたり、情報発信できたりすると、著作者はその作品の対価としてもらうべき金額を貰えなくなるおそれがあります。

このように、著作者の権利を守る仕組みがないと、著作者の創作意欲が失われ、ひいては、科学的・文化的な損失につながります。そのため、著作権法で、著作者の権利を適切に守ることが必要なのです。

著作権では、次のような「著作物」が保護の対象になっています。

* 文章（小説・論文・新聞記事…）
* 講演
* 音楽
* 映画
* 写真
* 美術品
* Webページ

## コピペのレポートを提出したら？

論文やレポート作成といえば、以前は図書館や書店で専門書や学術論文、過去の新聞など紙の資料を探すのが一般的でした。しかし現在では、インターネットで検索することにより従来の何倍もの情報を探すことができるようになりました。しかし、それらのホームページの情報をコピペしてレポート等を作成することには様々な問題があります。一体どのような問題があるのでしょうか？

### レポートは自分で作らないと意味がない

吉田先生の原稿を入れてください。

#### コピペはバレる？

現在では、提出されたレポートや論文がコピペで作成されたものかどうかを判定するソフトウェアが存在します。コンピューターの処理能力が高まり、テキスト解析能力が向上しているからです。各大学でも、そういったソフトウェアを利用しているところもありますので、「コピペは必ずバレるもの」という認識を持つことが必要です。

#### ネットの情報は「玉石混交」

インターネットを利用して誰でも簡単に情報発信ができることは喜ばしいことですが、その分、チェックの足りない情報も多く流布しています。また、ジョークサイトや悪意を持って作られたWebサイトも存在します。そのため、書籍などの文献による参考や引用に比べ、意識して信頼性を確認して行くことが必要です。

## 引用はどこまで許されるか？

著作権法には「公表された著作物は、引用して利用することができる」（32条）とあります。レポートや論文を作成する際に、適切な引用を行うことは、自分の主張の正確性の裏付けや、オリジナリティの主張として有効です。それでは、どんな引用が適切な引用なのでしょうか？

### ルールを守って正しい引用を！

著作権法では、著作者の権利を保護すると同時に、正しい引用についても決められています。研究や論文・レポート作成において、適切な引用は、その研究の正当性や妥当性、方向性を明確にし、また、オリジナリティを担保するためにも有用に使えます。

ですので、いたずらに著作権の問題を避けるのではなく、正しい知識を持って、正しく著作物に向き合うことが大切です。

#### 引用のルール

* 引用を行う正当な理由（必然性）があること
* 公表された著作物であること
* 出典（著作者名や著作物名）を明らかにしていること
* どの部分が引用であるか、「」（括弧）や字下げなどで明確に分けていること
* 誤字脱字を含め、改変を行わないこと
* 引用部分は文章全体のうち、「従」であること（すなわち、自身の著作が主であること）
* 必要最低限の引用であること

## CDやDVDを貸し借りしてもよいか？

デジタル時代となり、音楽・映像・プログラムなどが、CDやDVDなどのメディアやインターネット経由などで簡単に手に入り、また複製も楽になりました。一見、すごく便利になったように思えますが、著作権法から考えて、そういった行為を無制限に行って良いわけではありません。どこまでがOKで、どこからが違法なのでしょうか？

### 著作権のルールは増えているので、しっかり理解しよう

音楽や映画のメディアとコンピューターソフトウェアのメディアでは、著作権法上の扱いが異なります。最近はデジタル録音・録画されている音楽や映画のメディアも増え、これらは従来と異なる著作権上の扱いを求められるようになっています。

それぞれに対し、きちんと理解したうえで、著作権法の範囲内で楽しむようにしましょう。

#### 音楽や映画の著作権

音楽や映画は著作物ですので、無断で複製してはいけませんが、CDなどのメディアのバックアップを作成することは私的利用の範囲として認められています。

ただし、最近ではコピープロテクトのかかったメディアも増えています。この場合、たとえバックアップ用としてもコピープロテクトを解除して複製することは著作権法違反になりますので、注意しましょう。

#### ソフトウェアの著作権

ソフトウェアをパッケージで購入したり、ダウンロード購入したりすると、「プログラムを購入した」という気がするかもしれませんが、正しくは「ソフトウェアの使用権」を購入したに過ぎません。これを「ライセンス（使用許諾）契約」といいます。購入したソフトウェアのバックアップを作成したり、2台のパソコンにインストールしたりできるかどうかを判断するためには、そのソフトウェアのライセンス契約を確認する必要があります。

#### フリーソフトの著作権

無料で使えるソフトを「フリーソフト」といい、インターネットなどから有用なソフトがタダで手に入ります。フリーソフトは無料とはいえ、ライセンスがあります。再配布やプログラムの改変は、ライセンス契約で許可されていない限り禁止されています。ライセンスの内容を守って利用するようにしましょう。

## TV番組や書籍をデジタルデータにしてよいか？

現在では、スマートフォンやタブレットが１台あれば、インターネット上の情報に加え、テレビ番組のような映像や書籍などのデータをデジタル化して持ち歩いて、いつでも閲覧することができます。従来なら持ち運ぶことが不可能だった書籍何十冊分ものデータが、すべて片手に収まるのですから、大変便利になりました。しかし、ここでも著作権を十分に認識した正しい利用をしなければなりません。

### 無断でアップロードしたりコピーしたりしない

YouTubeやニコニコ動画などの動画サイトが、若い人を中心に人気を集めています。電子書籍もその利便性から一般に浸透しつつあります。どちらもデジタルデータである以上、複製が容易になるわけですから、一層著作権を意識した付き合い方をしなければなりません。どこまでが許されて、どこからが違法となるのか、一緒に考えてみましょう。

#### アップロード

動画サイトは、基本的に「著作権を持つ者（著作権者）」が動画を投稿することが原則です。著作権者とは、一般的には「その動画を作った者」あるいは「その動画の著作権を譲り受けた者」となります。つまり、あなたが自分で撮影した動画をアップロードする分には問題はありません。それでは、映画やテレビ番組はどうでしょうか？　これらは、多くの関係者、具体的には映画配給会社・テレビ局・番組制作会社などが権利を持っています。ですので、あなたが映画やテレビ番組を録画してアップロードするということは、彼らの著作権を侵害することになります。著作権には多くの種類がありますが、この場合は「公衆送信権」の中の「自動公衆送信権」の侵害にあたります。

#### コピー

アップロードしなくても、映画や録画したTV番組などのデータをDVDなどに複写して友人に渡す行為は、私的利用の範囲を超えてしまいます。

では、書籍はどうでしょう。

書籍等をデジタルデータにして出版する「電子書籍」が急速に普及しています。電子出版されている書籍はモバイル機器などで、どこでも好きなときに読むことができ、大量に購入して持ち歩いても重くならないなどの利点があります。一方、自分で購入した紙の書籍を裁断してスキャナで読み取ってデジタルデータ化するいわゆる「自炊」をする人もいます。自炊行為そのものは合法で、電子出版されている書籍と同様に携帯しやすくなるという利点があります。これら、購入した電子書籍も自炊で作成したデータも、利用は私的利用の範囲内に限られます。書籍のデータをコピーして他人に渡す行為は私的利用の範囲を超え、違法となります。

# 参考情報

### リスト

### 用語解説

### 索引